

「モビットカード会員規約」、「WEB完結特約」および「振込キャッシング番号特約」の変更について

「モビットカード会員規約」、「WEB完結特約」および「振込キャッシング番号特約」を以下のとおり変更いたします。

1. モビットカード会員規約

変更前	変更後	変更理由																																										
<p>第 11 条（支払期日の設定方式、および支払期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払期日の設定方式は、毎月一定日とし、支払期日は、入会申込にあたりお客様が指定した約定支払日によります。なお、約定支払日が金融機関の休業日にあたる場合、支払期日は、翌営業日に繰り延べます。 本規約にもとづく借入残高がない状態で借入をした場合、支払期日は、借入をした日より次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="241 544 891 772"> <thead> <tr> <th>約定支払日</th> <th>借入日</th> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">毎月 5 日</td> <td>1 日～19 日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>20 日～末日</td> <td>借入日の翌々月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>毎月 15 日</td> <td>1 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毎月 25 日</td> <td>1 日～ 9 日</td> <td>借入日の同月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>10 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毎月 末日</td> <td>1 日～14 日</td> <td>借入日の同月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>15 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 支払タイプがATM入金型の場合、前回支払期日の翌日より支払期日までに支払をしたとき、支払期日は、翌月の約定支払日に繰り延べます。（支払タイプが口座振替型の場合は、繰り延べられません。） <p>第 13 条（支払方式および約定支払額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、モビットが承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。 支払タイプが口座振替型の場合、約定支払額は、支払期日から起算して3営業日前（口座振替金融機関の営業日）の借入残高にもとづきます。ただし、約定支払額が確定した日以後、支払期日前に支払があっても、確定した約定支払額が口座振替されます。 支払タイプが口座振替型の場合で、支払後の借入残高が1,000円未満となる時、約定支払額は、元本全額と支払をする日までの利息の合計額とします。 <p>第 19 条（契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本規約にもとづく契約は、契約期間の満了により終了します。 本規約にもとづく債務を完済した場合、お客様は、契約期間中であってもモビットに通知して契約を終了させることができます。 <u>第 25 条第 6 項の規定によりお客様とのすべての契約を解除した場合、モビットは、お客様に対し何ら通知することなく本規約にもとづく契約を終了させることができます。</u> お客様が本規約にもとづく債務を完済した日より1年以上あらたな借入をしなかった場合、モビットは、契約期間中であっても契約を終了させることができます。 お客様が第 23 条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の 	約定支払日	借入日	支払期日	毎月 5 日	1 日～19 日	借入日の翌月の約定支払日	20 日～末日	借入日の翌々月の約定支払日	毎月 15 日	1 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	毎月 25 日	1 日～ 9 日	借入日の同月の約定支払日	10 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	毎月 末日	1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日	15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	<p>第 11 条（支払期日の設定方式、および支払期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払期日の設定方式は、毎月一定日とし、支払期日は、入会申込にあたりお客様が指定した約定支払日によります。なお、約定支払日が金融機関の休業日にあたる場合、支払期日は、翌営業日に繰り延べます。 本規約にもとづく借入残高がない状態で借入をした場合、支払期日は、借入をした日より次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="1048 544 1697 772"> <thead> <tr> <th>約定支払日</th> <th>借入日</th> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">毎月 5 日</td> <td>1 日～19 日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>20 日～末日</td> <td>借入日の翌々月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>毎月 15 日</td> <td>1 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毎月 25 日</td> <td>1 日～ 9 日</td> <td>借入日の同月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>10 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毎月 末日</td> <td>1 日～14 日</td> <td>借入日の同月の約定支払日</td> </tr> <tr> <td>15 日～末日</td> <td>借入日の翌月の約定支払日</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 支払タイプがATM入金型の場合、前回支払期日の翌日より支払期日までに支払をしたとき、支払期日は、翌月の約定支払日に繰り延べます。（支払タイプが口座振替型の場合は、<u>原則として繰り延べられません。</u>） <p>第 13 条（支払方式および約定支払額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払方式および約定支払額は、お客様が希望し、モビットが承諾した支払方式および約定支払額とし、契約内容確認書に記載します。 支払タイプが口座振替型の場合、約定支払額は、支払期日から起算して<u>金融機関に係る2営業日前の日の前日（以下「確定日」といいます。）からさかのぼって最終の借入後の借入残高、または確定日時点での借入残高にもとづきます。ただし、確定日以後、支払期日前に取引があっても、確定した約定支払額が口座振替されます。</u> 支払タイプが口座振替型の場合で、支払後の借入残高が1,000円未満となる時、約定支払額は、元本全額と支払をする日までの利息の合計額とします。 <p>第 19 条（契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本規約にもとづく契約は、契約期間の満了により終了します。 本規約にもとづく債務を完済した場合、お客様は、契約期間中であってもモビットに通知して契約を終了させることができます。 お客様が本規約にもとづく債務を完済した日より1年以上あらたな借入をしなかった場合、モビットは、契約期間中であっても契約を終了させることができます。 お客様が第 23 条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、契約は、当然に終了します。 契約が終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。 	約定支払日	借入日	支払期日	毎月 5 日	1 日～19 日	借入日の翌月の約定支払日	20 日～末日	借入日の翌々月の約定支払日	毎月 15 日	1 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	毎月 25 日	1 日～ 9 日	借入日の同月の約定支払日	10 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	毎月 末日	1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日	15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替型の場合でも、支払期日を繰り延べる場合があるため ・口座振替する約定支払額の確定日、および借入残高を明確化 ・第 25 条第 6 項削除に伴い削除 ・項番号繰り上げ
約定支払日	借入日	支払期日																																										
毎月 5 日	1 日～19 日	借入日の翌月の約定支払日																																										
	20 日～末日	借入日の翌々月の約定支払日																																										
毎月 15 日	1 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										
毎月 25 日	1 日～ 9 日	借入日の同月の約定支払日																																										
	10 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										
毎月 末日	1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日																																										
	15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										
約定支払日	借入日	支払期日																																										
毎月 5 日	1 日～19 日	借入日の翌月の約定支払日																																										
	20 日～末日	借入日の翌々月の約定支払日																																										
毎月 15 日	1 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										
毎月 25 日	1 日～ 9 日	借入日の同月の約定支払日																																										
	10 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										
毎月 末日	1 日～14 日	借入日の同月の約定支払日																																										
	15 日～末日	借入日の翌月の約定支払日																																										

変更前	変更後	変更理由
<p>利益を失った場合、契約は、当然に終了します。</p> <p>6. 契約が終了した場合、お客様は、以後あらたな借入ができません。</p> <p>第 21 条（費用および手数料の負担） モビットは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。 ①お支払いのために必要な費用。 ②モビットカード（以下「カード」といいます。）の再発行手数料。 ③ATM利用手数料。 ④その他モビットが定める費用または手数料。</p> <p>第 23 条（期限の利益の喪失） 1. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 ①支払停止となったとき。 ②強制執行の申立があったとき。 ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 ④お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 ⑥モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 ⑦相続の開始があったとき。 ⑧第 25 条第 6 項各号のいずれかに該当したとき。 2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 ①届出事項の変更を届出なかった場合、または第 29 条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 ②信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めるとき。</p> <p>第 25 条（その他の特約事項） 1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。 2. お客様は、モビットの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他モビットの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。 3. お客様が希望し、モビットが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとつきモビットが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。 4. 債権保全等の理由でモビットが必要と認めた場合、お客様は、モビットがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取付することがあることを承認します。 5. モビットが第三者と提携している場合、モビットの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、モビットは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。</p>	<p>第 21 条（費用および手数料の負担） モビットは、次の費用または手数料（消費税を含みます。）をお客様に負担していただくことがあります。 ①お支払いのために必要な費用。 ②モビットカード（以下「カード」といいます。）の再発行手数料。 ③ATM利用手数料。<u>（モビットの定める額。ただし、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内とする。）</u> ④その他モビットが定める費用または手数料。</p> <p>第 23 条（期限の利益の喪失） 1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 ①支払停止となったとき。 ②強制執行の申立があったとき。 ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 ④お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 ⑤本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 ⑥モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 ⑦相続の開始があったとき。 2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 ①届出事項の変更を届出なかった場合、または第 30 条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 ②信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めるとき。</p> <p>第 25 条（その他の特約事項） 1. 本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。 2. お客様は、モビットの営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他モビットの責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承認します。 3. お客様が希望し、モビットが承諾した場合、お客様は、利用明細書、受取証書その他法令等にもとつきモビットが交付すべき書面に代えて、法令等が定める方法により、お取引に関する情報の提供を受けることができます。 4. 債権保全等の理由でモビットが必要と認めた場合、お客様は、モビットがお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取付することがあることを承認します。 5. モビットが第三者と提携している場合、モビットの提携先またはその他の第三者からお客様が受けるサービス、特典等について、モビットは、その提供を保証するものではなく、またそれを提供させる義務を負いません。</p>	<p>・日本貸金業協会の記載例に合わせて変更</p> <p>・第 23 条第 1 項第 8 号削除に伴い変更</p> <p>・第 25 条第 6 項削除に伴い削除</p> <p>・条番号繰り下げに伴い変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>6. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、モビットは、お客様に対し何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。</p> <p>①暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力であることをモビットが知ったとき。</p> <p>②自らまたは第三者を利用して、モビットに対し暴力的または不当な要求等およびこれらに類する業務妨害等をしたとき、もしくはモビットの信用等を毀損したとき。</p> <p>③前2号の他これらに類する事由が生じたとき。</p> <p>7. 前項によりお客様とのすべての契約を解除した場合、モビットは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。</p>	<p>第26条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。</p> <p>①お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>②お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。</p> <p>a) 暴力的な要求行為。</p> <p>b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。</p> <p>e) その他準ずる行為。</p> <p>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、モビットの通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。</p> <p>①前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。</p> <p>②前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。</p> <p>③前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。</p> <p>3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、モビットは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、モビットに損害が生じた場合、お客様は、モビットに対しその責任を負います。</p>	<p>・第26条（反社会的勢力の排除）新設に伴い削除</p> <p>・反社会的勢力の排除について、明確化するため新設</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第 26 条 (指定紛争解決機関) モビットが手続実施基本契約を締結する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」です。</p> <p>第 27 条 (合意管轄裁判所) 本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびモビットは、訴額にかかわらずモビットの本社または営業店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>第 28 条 (規約等の変更) 1. モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。 2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後 30 日が経過したことをもって、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>第 29 条 (カードの発行、取扱等) 1. モビットは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、モビットに属します。 2. カードの発行を受けたとき、お客様は、ただちにカードの署名欄に自ら署名し、お客様の責任においてカードを使用、保管します。 3. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。 4. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。 5. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにモビットに通知します。モビットは、カードの使用を停止します。 6. モビットは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、モビットが相当と認めたとき、モビットは、カードを再発行します。 7. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。 8. お客様が本規約に違反した場合、またはその他モビットが相当と認める事由がある場合、モビットは、カードの使用を停止することができます。</p>	<p>第 27 条 (指定紛争解決機関) モビットが手続実施基本契約を締結する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」です。</p> <p>第 28 条 (合意管轄裁判所) 本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびモビットは、訴額にかかわらずモビットの本社または営業店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>第 29 条 (規約等の変更) 1. モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。 2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後 30 日が経過したことをもって、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>第 30 条 (カードの発行、取扱等) 1. モビットは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、モビットに属します。 2. カードの発行を受けたとき、お客様は、ただちにカードの署名欄に自ら署名し、お客様の責任においてカードを使用、保管します。 3. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。 4. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。 5. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにモビットに通知します。モビットは、カードの使用を停止します。 6. モビットは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、モビットが相当と認めたとき、モビットは、カードを再発行します。 7. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。 8. お客様が本規約に違反した場合、またはその他モビットが相当と認める事由がある場合、モビットは、カードの使用を停止することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号繰り下げ ・ 条番号繰り下げ ・ 条番号繰り下げ ・ 条番号繰り下げ

2. WEB完結特約

変更前	変更後	変更理由
<p>第1条(目的)</p> <p>1. WEB完結特約(以下、「本特約」といいます。)とは、モビットカード会員規約第29条(カードの発行、取扱等)にかかわらず、モビットが、お客様にカードを発行せず、代わりに振込キャッシング番号を付与し、お客様がその振込キャッシング番号および暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができるものです。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、モビットカード会員規約が適用されます。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>1. WEB完結特約(以下、「本特約」といいます。)とは、モビットカード会員規約第30条(カードの発行、取扱等)にかかわらず、モビットが、お客様にカードを発行せず、代わりに振込キャッシング番号を付与し、お客様がその振込キャッシング番号および暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができるものです。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、モビットカード会員規約が適用されます。</p>	<p>・モビットカード会員規約の変更に伴い条番号変更</p>

3. 振込キャッシング番号特約

変更前	変更後	変更理由
<p>第1条(目的)</p> <p>1. 振込キャッシング番号特約(以下、「本特約」といいます。)とは、モビットカード会員規約第29条(カードの発行、取扱等)にかかわらず、モビットが、お客様にカードを発行せず、代わりに振込キャッシング番号を付与し、お客様がその振込キャッシング番号および暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができるものです。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、モビットカード会員規約が適用されます。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>1. 振込キャッシング番号特約(以下、「本特約」といいます。)とは、モビットカード会員規約第30条(カードの発行、取扱等)にかかわらず、モビットが、お客様にカードを発行せず、代わりに振込キャッシング番号を付与し、お客様がその振込キャッシング番号および暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができるものです。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、モビットカード会員規約が適用されます。</p>	<p>・モビットカード会員規約の変更に伴い条番号を変更</p>

4. 変更日

平成26年9月29日(月)